

北海道牛削蹄師会会則

平成4年3月27日設立・制定
平成19年4月6日改正
平成26年4月25日改正

第1章 総則

[目的]

第1条 本会は、牛削蹄及び護蹄の普及奨励を図り畜産業の発展に寄与することを目的とする。

[名称]

第2条 本会は、北海道牛削蹄師会という。

[事務局]

第3条 事務局は北海道家畜畜産物衛生指導協会(住所:北海道札幌市西区二十四軒4条5丁目9番3号)内に置く。

[事業]

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 牛削蹄及び護蹄の普及奨励及び振興に関すること
- 二 牛削蹄に関する技能及び知識の普及向上に関すること
- 三 牛削蹄及び護蹄衛生の調査研究に関すること
- 四 削蹄業の経営発展に関すること
- 五 会員の親睦・福祉及び厚生に関すること
- 六 その他本会の目的達成上必要なこと

第2章 会員

[事務局]

第5条 本会の会員は、正会員、道会員及び準会員をもって組織する。

正会員とは牛認定削蹄師であって、公益社団法人 日本装削蹄協会の構成員となるものとする。

道会員とは牛認定削蹄師であって、前項に該当しないものとする。

準会員とは、今後牛削蹄師の認定試験を受けようとするものとする。

[入会]

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に会費を添えて申込みするものとする。

前項の申し込みがあった場合は、会員名簿に記載する。

[会費]

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

会員の納入する会費の額及び徴収方法は、総会においてこれを定める。

会員は、すでに払い込んだ会費の返還を請求することは出来ない。

[退会]

第8条 会員が、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

[脱退]

第9条 会員は、前条の場合のほかに、次の事由によって脱退する。

- 一 会員たる資格の喪失
- 二 会費を引き続き2年以上納入しないとき
- 三 死亡

[除名]

第10条 会員が会員たる義務を尽くさないとき、又は本会の名誉を毀損したときは、会長は、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合には、本会は、その総会の10日前までにその会員に対し書面を持って通知し、かつ総会で弁明する機会を与えるものとする。

[賛助会員]

- 第11条 会の目的に賛同し、賛助金を納入したものは会員となることができる。
- 2、 賛助会員は、会が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適當と認める場合には、本会の事業に参加することが出来る。
- 3、 賛助会員は、総会において意見を述べることができる。
- 4、 会は次の各号の一に該当する事由が生じたときは、当該賛助会員と認めないことができる。
- 一 賛助会員を辞退する旨の申し出があったとき
- 二 賛助会員たる団体の解散
- 三 会長が除名を認めたとき

第3章 役 員

[役員の定数及び選任]

- 第12条 本会に次の役員を置く。
- 一 理 事 12名以内
- 二 監 事 2名
- 2、 役員は、総会において会員の中から選任する。ただし、賛助会員から2名選出することができる。
- 3、 理事は、会長1人、副会長2人を互選するものとする。

[役員の任期]

- 第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。
- 2、 補欠によって就任した役員の任期は、前任者が残任期間とする。
- 3、 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。
- [役員の職務]
- 第14条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2、 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、理事会において定めた順序によりその職務を代理し、会長欠員のときは、その職務を行う。
- [役員の解任]

- 第15条 役員は任期中であっても本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったときは、総会の議決によってこれを解任することができる。

[顧問]

- 第16条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、総会において推薦し会長が委嘱する。
- 2、 顧問は、会長の諮問にこたえる。

[事務の執行]

- 第17条 会の事務を執行するため、事務局に職員を置く。
- 2、 事務局および事務の執行に関する規程は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
- 3、 職員の任免は、会長が行う。

第4章 会 議

[総会]

- 第18条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2、 通常総会は、毎会計年度1回開催する。
- 3、 臨時総会は、次の各号の掲げる場合に開催する。
- 一 理事会において必要と認めたとき。
- 二 会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

[総会の招集]

- 第19条 総会は会長が招集し、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は本会の発行する機関紙により各会員に通知して行うものとする。

[総会の議長]

- 第20条 総会には議長を置く。議長は、総会において、総会に出席した会員の中から選任する。

[総会の議決事項]

- 第21条 次ぎに掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
- 一 毎年度の事業計画
- 二 収支予算、決算及び会費の賦課徴収
- 三 役員の選任及び解任

- 四 会員の除名
- 五 会則の改廃
- 六 解散及びこれに伴う財産の処分
- 七 その他理事会において必要と認めた事項

[議決権]

第22条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

[議決事項の制限]

第23条 総会では、あらかじめ通知した事項に限り議決する。ただし出席した会員の3分の2以上の同意があったときは、この限りではない。(総会議決の方法)

第24条 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし会則の変更及び解散に係る議決は出席した会員の4分の3以上の多数による。

第25条 総会に出席することができない会員は、会員である代理人又は書面をもって議決権行使することができる。

2、前項の規定により代理人又は書面をもって議決権行使する会員は、これを出席者とみなす。

[理事会]

第26条 理事会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となり次ぎに掲げる事項を議決する。

- 一 会の運営に関する事項
- 二 総会に付議する事項
- 三 前各号にかかる事項のほかに理事会において必要と認めた事項

[理事会の議事]

第27条 理事会の議決は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

[議事録の作成]

第28条 総会及び理事会の議事録は、議事の要領及び結果を記載し、議長及び議長の指名した出席者2名以上の者がこれに記名押印するものとする。

第5章 資産 及び 会計

[経費]

第29条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

[会計年度]

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

北海道牛削蹄師会福利厚生規定

平成5年10月1日制定
平成12年3月24日改正
平成18年9月11日改正

第1条 この規定は、本会会則第4条5項に基づき会員の福利厚生に関する事業を行うため、必要な事項を定める。

第2条 この会は、正会員、道会員および準会員に対して、別表に定めるところにより、結婚祝金、見舞金、弔慰金を贈呈するものとする。

別表(第2条関係)

種類	区分	金額
結婚祝金	入会後1年以上経過した正会員、道会員、準会員が結婚するとき。	10,000円
見舞金	入会後1年以上経過した正会員、道会員、準会員が疾病又は傷害により引き続き20日以上にわたり入院したとき。	10,000円
弔慰金	入会後1年以上経過した正会員、道会員、準会員が死亡したとき。	10,000円